

2 教健第 7 5 6 号
令和 3 年 1 月 1 2 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、県内の感染状況が「ステージⅢ」相当であるとされたことから、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準*における対応を“レベル 2”に引き上げることとしますので、危機意識を高め、下記のとおり感染症対策を行うようお願いします。

なお、令和 3 年 1 月 8 日付け 2 教健第 7 4 4 号通知は本通知をもって廃止しますが、同通知の別添 1・2 の文部科学省通知に基づく対応は継続することとします。

については、貴所属の関係職員へ周知願います。

また、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、おってお知らせします。

*文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」（以下「衛生管理マニュアル」とする。）P13

記

- 1 対象期間 令和 3 年 1 月 1 3 日（水）から同年 2 月 7 日（日）まで
※終了期日の変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
 - (1) 感染リスクの高い学習活動*（部活動において実施する場合を含む）については、停止すること。*「衛生管理マニュアル」P48、49 参照
 - (2) 緊急事態宣言対象地域（今後追加される地域も含む。以下同じ。）への不要不急の往来は自粛すること。
 - (3) 大学入試や就職試験、各種全国大会等やむを得ない事情により緊急事態宣言対象地域へ往来する場合は、往来後 2 週間の健康観察を徹底すること。
 - (4) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とすること。
実施の判断については、令和 2 年 6 月 2 6 日付け 2 教高第 4 7 8 号「修学旅行など宿泊を伴う学校行事の実施について（通知）」の 1（2）のとおりとすること。
 - (5) 部活動における感染症対策について
 - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
 - ② 活動前後に生徒同士で食事をすることは控えるよう指導すること。
 - ③ 他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
 - (6) 寮や寄宿舎において、帰省のため緊急事態宣言対象地域と往来した者については、特に健康観察を徹底するとともに、食事や入浴時間をずらすなど可能な範囲で対応すること。
 - (7) 学校の実情に応じ、時差通学を検討すること。

- (8) 各学校における感染症対策の状況について、チェックリストを活用して改めて確認の上、対策を徹底すること。
- (9) 学校内における感染症対策について
- ① 健康観察の徹底
 - ・ 登校前の検温等や登校後における健康観察を徹底すること。
 - ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止の措置をとること。*「衛生管理マニュアル」P22、45、46参照
 - ② 給食・昼食時の対応
 - 飛沫を飛ばさないよう、対面にしない、大声での会話を控える等を徹底し、食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
 - ③ 換気・清掃等の徹底
 - 冬季においても換気を行い、日々の清掃活動を徹底すること。
 - ④ 差別・偏見・中傷の防止
 - 感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図ること。
- (10) 学校外における感染症対策について
- ① 生徒同士の会食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛するよう指導すること。
 - ② 不要不急の外出や外泊などを自粛するよう指導すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777)